E_{26} ＝ 0.967
E_{27} ＝ 0.717
E_{28} ＝ 0.7267
E_{29} ＝ 0.0367
E_{30} ＝ 0.03483
$E_{元}$ ＝ 0.02133

F　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るもの（平成 21 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G ＝ 1.000

H_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 14 年度から令和元年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和元年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{14} ＝ 1.000
I_{15} ＝ 1.117
I_{16} ＝ 1.050
I_{17} ＝ 0.917
I_{18} ＝ 0.883
I_{19} ＝ 0.867
I_{20} ＝ 0.88517
I_{21} ＝ 0.93650
I_{22} ＝ 1.050
I_{23} ＝ 1.033

E_{26} ＝ 0.754
E_{27} ＝ 0.721
E_{28} ＝ 0.0377
E_{29} ＝ 0.0361
E_{30} ＝ 0.03426

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るもの（平成 n 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{21} ＝ 1.000

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 14 年度から平成 30 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から平成 30 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{14} ＝ 1.000
I_{15} ＝ 1.098
I_{16} ＝ 1.049
I_{17} ＝ 0.902
I_{18} ＝ 0.885
I_{19} ＝ 0.869
I_{20} ＝ 0.87246
I_{21} ＝ 1.044
I_{22} ＝ 1.049
I_{23} ＝ 1.016